

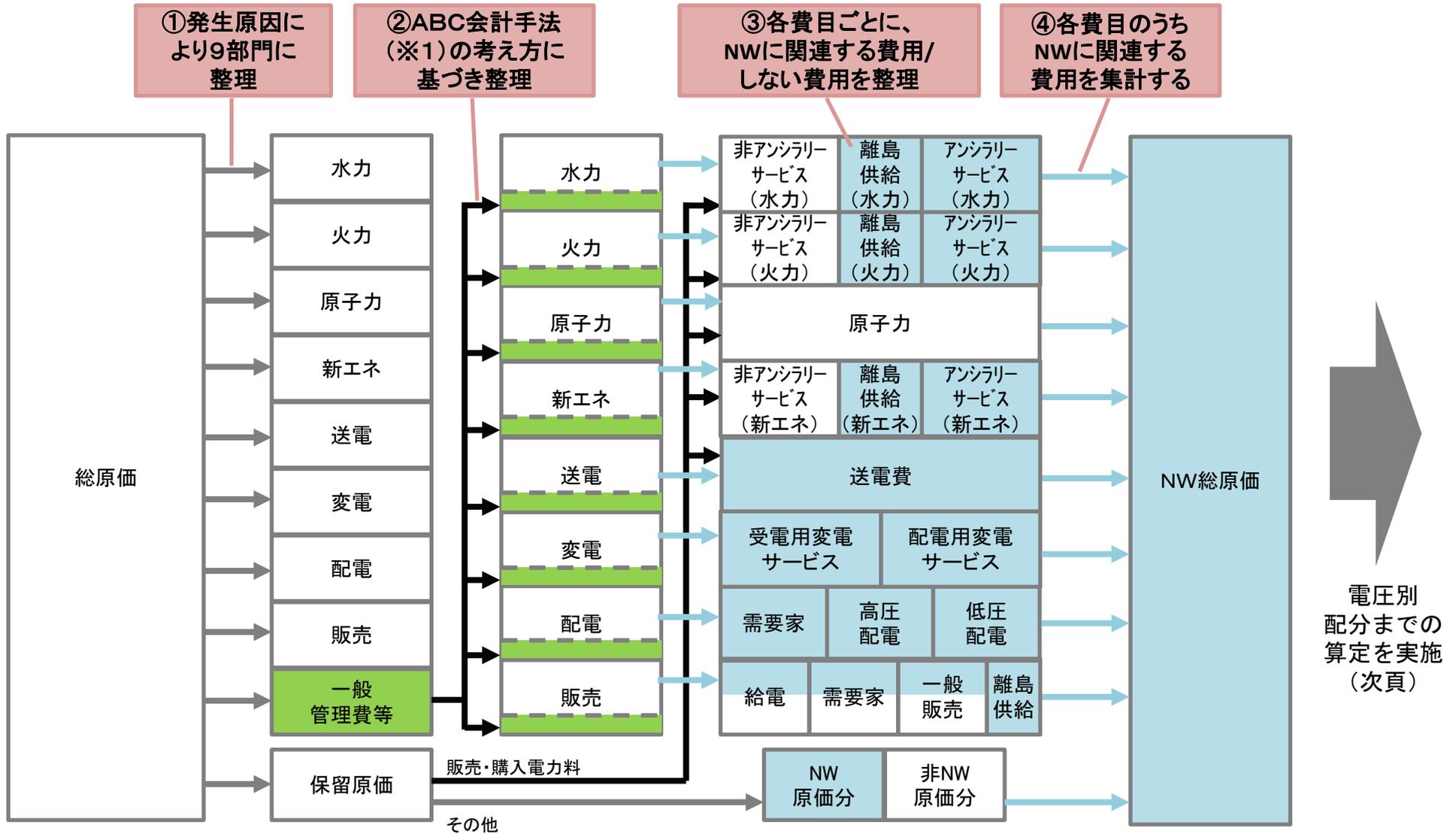
費用配賦・レートメークについて

平成27年11月13日

経 済 産 業 省
電力取引監視等委員会事務局

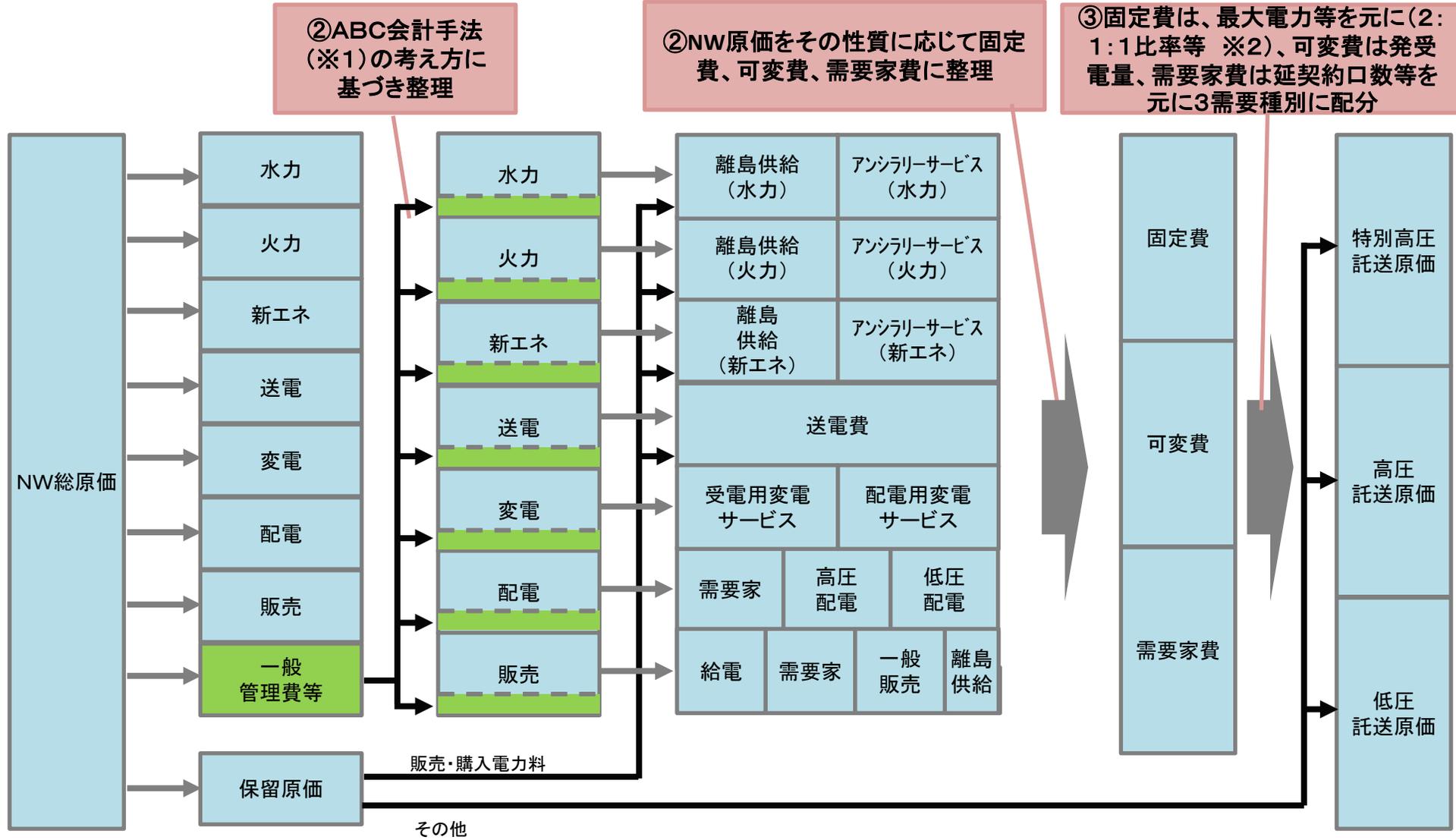
1. 費用配賦・レートメイクに関する全体像①

○各社は、①総原価の9部門への整理、②一般管理費の他部門への整理、③8部門の費用よりNW関連費用、NW非関連費用の抽出・整理を行い、④NW原価を集計することによりNW総原価を算定する



1. 費用配賦・レートメイクに関する全体像②

- 託送料金算定規則に従い、総原価から特定したNW総原価を各部門に再整理を行う
- 各部門に整理されたNW原価を固定費、可変費、需要家費に整理した上で、特高需要、高圧需要、低圧需要の3需要種別に配分を行う



(参考)ABC会計手法、固定費の配分方法(2:1:1法、2:1法)

(※1) ABC会計手法(Activity Based Costing:活動基準原価計算)

複数の部門に共通に関連する一般管理費を、以下の3段階に分けて各部門に整理していく手法。NW原価の帰属、配賦の基準は省令に定められているが、事業者が経済産業大臣に届け出ることにより、事業者の実情に応じた基準を設定することも可能。(変電費、販売費の配分にも活用)

- ▶直課～特定部門に全て帰属させることができる費用を、各部門に整理すること。
- ▶帰属～直課できない費用を、客観的かつ合理的な基準(コストドライバー)を設定し、それに従って各部門に配分すること。
- ▶配賦～直課や帰属では整理できない費用を、代理的な比率を用いて各部門に配分すること。

(※2) 固定費の配分方法(2:1:1法、2:1法)

固定費(販売電力量の増減とは直接の関係がなく固定的に発生する費用であり、概ねkWに比例する原価が対象)の需要種別への配分方法で、以下の2つの方法がある。

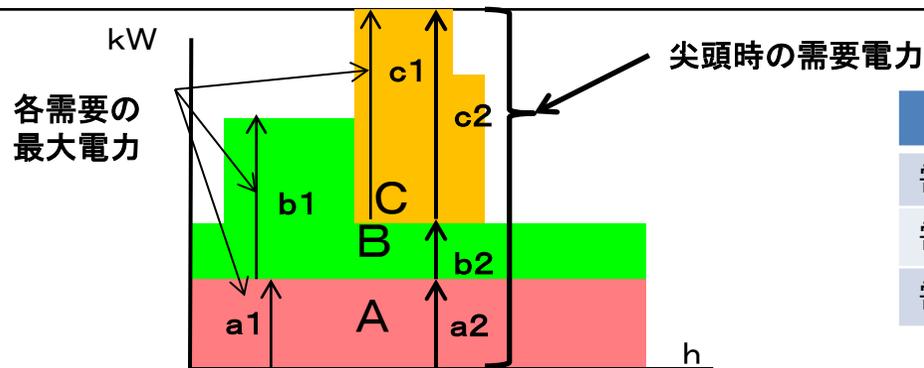
▶「2:1:1法」～以下の3項目の合成により固定費を3需要種別(特高・高圧・低圧)に配分する方法(総離島供給費(火力・水力・新エネ)、総アンシラリーサービス費(火力・水力・新エネ)、総送電費、受電用変電サービス費、給電費のうちの固定費に配分された費用)。

- (1)各需要種別の最大電力(kW)の百分率に「2」のウェイト。
- (2)夏期及び冬期の尖頭時における各需要種別の需要電力の百分率に「1(夏期:0.5、冬期:0.5)」のウェイト。
- (3)各需要種別の発受電量(kWh)の百分率に「1」のウェイト。

▶「2:1法」～以下の2項目の合成により固定費を2需要種別(高圧以上、低圧)に配分する方法(配電用変電サービス費、高圧配電費のうち固定費に配分された費用)。

- (1)各需要種別の延契約電力(kW)の百分率に「2」のウェイト。
- (2)各需要種別の発受電量(kWh)の百分率に「1」のウェイト。

(託送供給等約款料金の算定に関する省令 第12条第5項、第13条2項1号、2号)

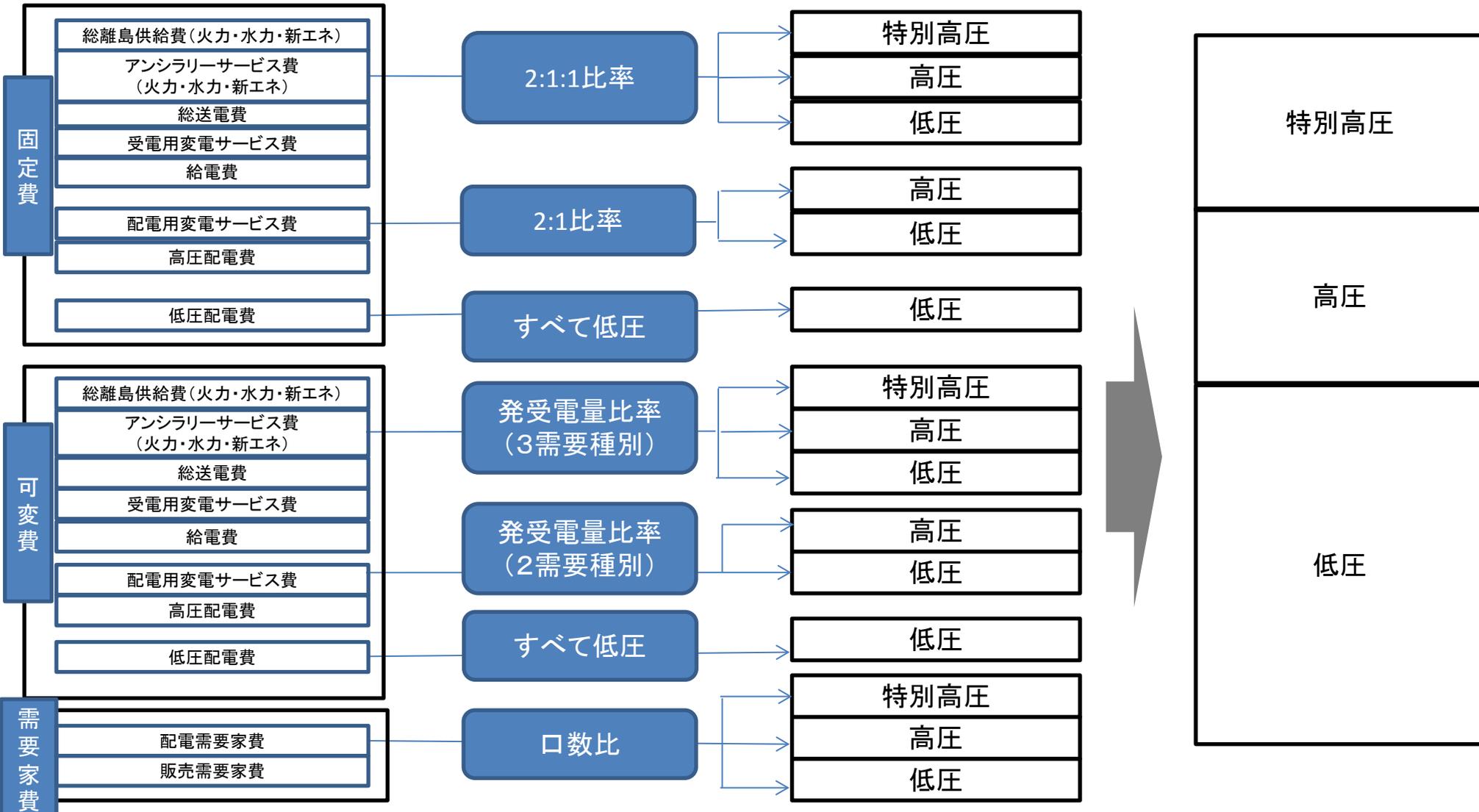


	最大電力の比	電力量の比	尖頭時の需要電力の比
需要A	$a1/(a1+b1+c1)$	$A/(A+B+C)$	$a2/(a2+b2+c2)$
需要B	$b1/(a1+b1+c1)$	$B/(A+B+C)$	$b2/(a2+b2+c2)$
需要C	$c1/(a1+b1+c1)$	$C/(A+B+C)$	$c2/(a2+b2+c2)$

(参考)原価の電圧別配分

○各社は、原則として固定費、可変費、需要家費を下図の通り省令記載の配分ルールに基づき特別高圧、高圧、低圧への原価の配分を行っている

○その他より適切な配分方法がある場合には、事業者ルールを設定の上各電圧に配分を行っている



1. 費用配賦・レートメイクに関する全体像③

- 電圧別の託送原価に近接性評価割引相当額を加算する(Step1,2)
- 特高・高圧・動力・電灯の電圧ごとに、定額料金、基本料金(DC)、従量料金(EC)の収入金額を算定し、料金メニューを作成(Step3,4)、三需要種別に原価収入の一致を確認(Step5)

Step 1

低圧託送原価を固定費・可変費・需要家費ごとに電灯と動力に整理、近接性評価割引相当額を加算

Step2

電灯・動力のそれぞれの平均単価に対応する定額分の電力量を乗じて定額分を算定

Step3

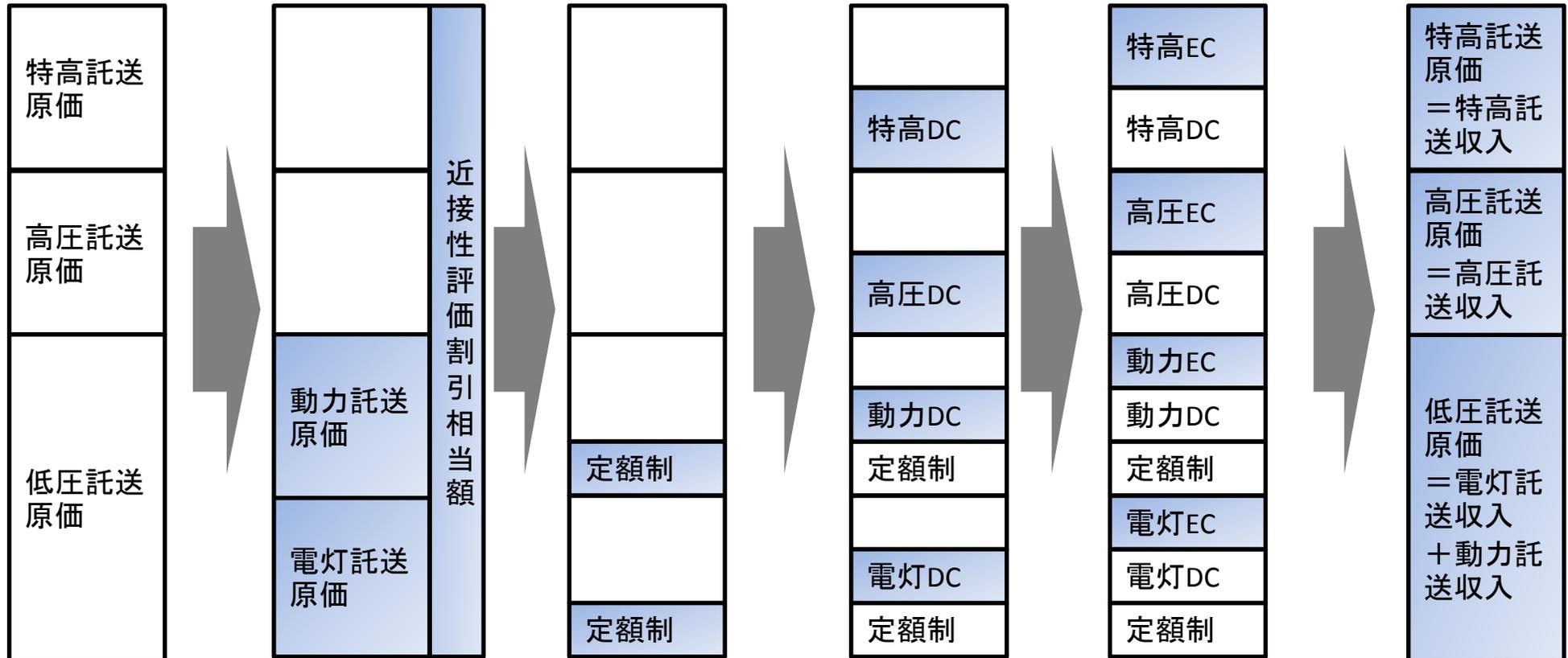
各託送原価から定額分を除いた額に基本料金回収率を乗じて基本料金(DC)を算定

Step4

各原価から、定額分、DC分を除いた残額を従量料金(EC)として算定

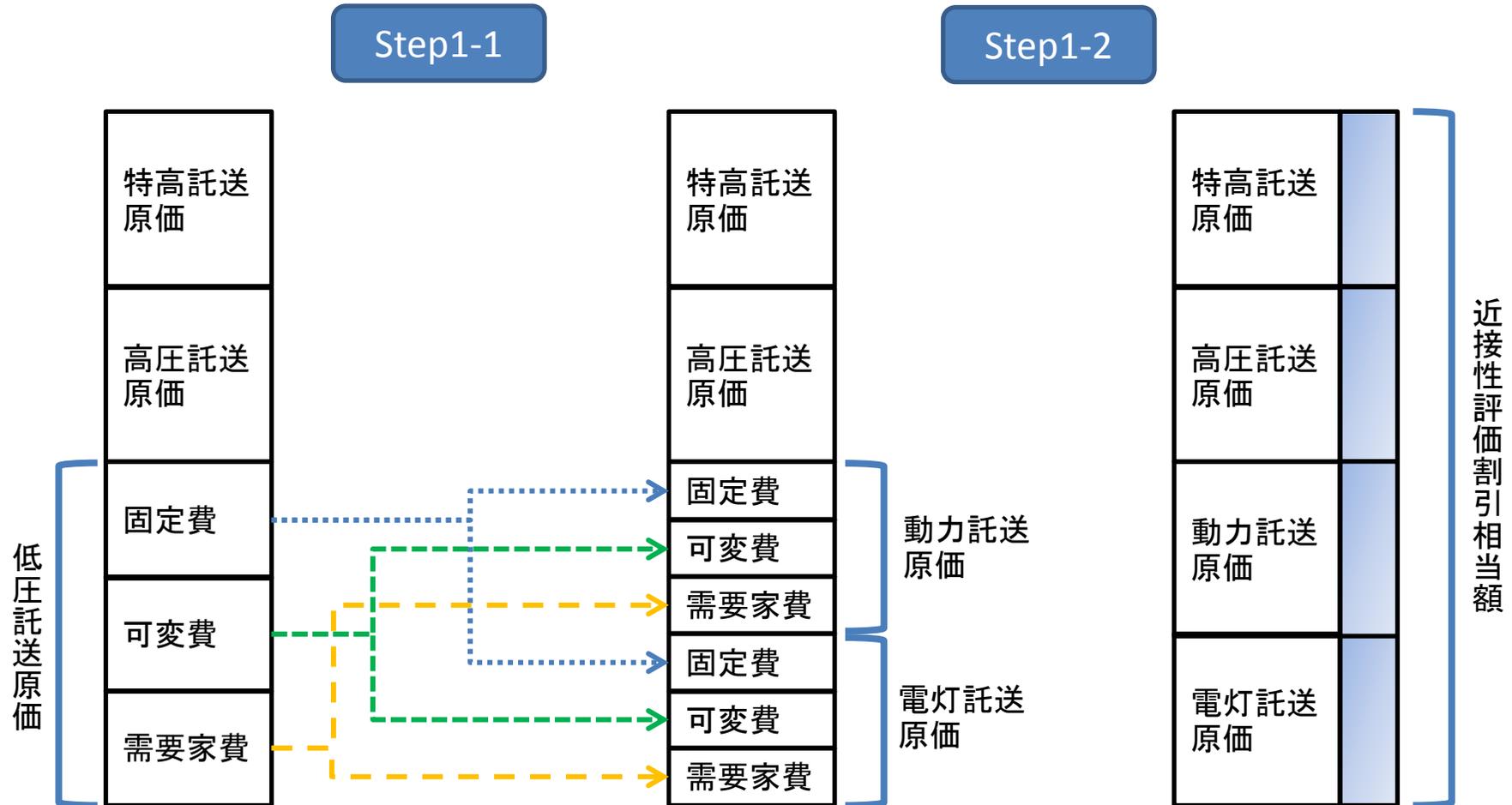
Step5

三需要種別に原価と収入が一致していることを確認



1. 費用配賦・レートメイクに関する全体像④

- 低圧託送原価を固定費、可変費、需要家費に分類し、それぞれ2:1:1比率、発受電量比率、契約口数比率等の比率を用いて、電灯託送原価と動力託送原価に分類する(Step1-1)
- 近接性評価割引相当額を電力量比率で、特高・高圧・電灯・動力の各需要種別に分類し、それぞれの託送原価に加算する(Step1-2)



注) 近接性評価割引の対象地域の発電事業者から調達する小売電気事業者は、最終の料金から一定の割引を受けるが、これをエリア全体の需要家で広く負担するため、ここで一度割引相当額を加算している。

1. 費用配賦・レートメイクに関する全体像⑤

○託送料金単価の算定は、定額料金回収分(低圧のみ)の算定、基本料金の算定、従量料金の算定の順に実施する

定額料金・基本料金・従量料金の算定方法(電灯での算定例)

Step2
定額料金の
算定

(電灯NW総原価 + 近接性評価割引相当額) ÷ 電灯総需要量(kWh) = 電灯平均単価_{注3}

電灯平均単価 × 電促税法取扱通達に基づく電力量(kWh) = 定額料金回収額(円/灯など)_{注1}

Step3
基本料金の
算定

(電灯NW総原価(電促税、使用済燃料再処理等既発電費相当分(以下BE過去分)除く)_{注4}

+ 近接性評価割引額 - 定額料金回収分)

× 基本料金回収率(%) = 基本料金回収額_{注2}

基本料金回収額 ÷ 対象需要(kW) = 基本料金単価(円/kW)_{注3}

Step4
従量料金の
算定

(対象原価 - 基本料金回収分) = 従量料金回収額

従量料金回収額 ÷ 対象需要(kWh) + 電促税単価(円/kWh) + BE過去分単価(円/kWh) = 従量料金単価(円/kWh)_{注3} _{注4} _{注4}

- 注1 定額料金回収分(街路灯など)については、メーターによる使用量の検針を行っておらず、W(ワット)ごとに想定需要量が電促税法取扱通達で設定されていることから、これを利用して算定
- 2 基本料金回収率の設定については、基本的に事業者の自由に行うことができるが、低圧については、小売の経過措置料金を上回らない水準での設定が必要
- 3 各社の需要想定に基づくkW/kWhの数値に基づき算定
- 4 BE過去分、電促税はkWhに比例して発生するコストで有り、電気料金と同時に回収されるが、これを除く標準料金を算定するために一度除いて算定した上で、再度加算

(参考) 託送料金等約款料金審査要領 抜粋

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金審査要領

第5章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

平成26年改正附則第9条第2項第3号に規定する「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標(取引所価格等)が明確に定められているか否かを審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」について、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給等の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。なお、審査は、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

第3節 インバランス料金の設定に関する審査

算定省令第4章の規定により設定されているか否かを審査するものとする。

算定省令第28条の規定に基づき、特定供給者(平成26年改正法の施行の日前に締結された特定契約に係る認定発電設備又は平成26年改正法の施行の日後に締結された特定契約に係る認定発電設備であって化石燃料を燃料としていないもの若しくは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第1項第3号二に規定する地域資源バイオマス発電設備を用いる特定供給者に限る。)の求めに応じて、一般送配電事業者が当該特定供給者が維持し、及び運用するこれらの認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金が設定されていることを確認する。

(参考)費用配賦:託送供給等約款料金の算定に関する省令

(最大電力等の算定)

- 第十二条 一般電気事業者は、送配電関連需要(当該一般電気事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。)について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、三需要種別(第二号に掲げる値にあっては、二需要種別)ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。
- 一 最重負荷日の最大需要電力の平均値(以下「最大電力」という。)
 - 二 月ごとの契約電力を合計して得た値(以下「延契約電力」という。)
 - 三 四月一日から九月三十日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値(第四項第三号において「夏期尖頭時責任電力」という。)
 - 四 十月一日から翌年三月三十一日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値(第四項第四号において「冬期尖頭時責任電力」という。)
 - 五 その電気を供給する事業の用に供するために一般電気事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該一般電気事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値(以下「発受電量」という。)
 - 六 月ごとの契約口数を合計して得た値(以下「口数」という。)
 - 七 販売電力量
- 2 一般電気事業者は、第四項又は第六項の算定を行う場合において、一般電気事業者の実情に応じた値により算定することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該値を経済産業大臣に届け出たときは、第四項又は第六項の規定にかかわらず、当該値により算定することができる。当該値の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。
- 3 一般電気事業者は、第一項の規定により算定された値又は前項前段の値を基に、様式第六により、送配電関連需要明細表を作成しなければならない
- 4 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。
- 一 三需要種別ごとの最大電力の当該最大電力を合計して得た値に占める割合
 - 二 二需要種別ごとの延契約電力の当該延契約電力を合計して得た値に占める割合
 - 三 三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の当該夏期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合
 - 四 三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の当該冬期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合
 - 五 三需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合
 - 六 二需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合
- 5 一般電気事業者は、送配電関連需要について、前項各号に掲げる割合を基に、次の各号に掲げる値を算定しなければならない。
- 一 三需要種別ごとに、前項第一号に掲げる割合に二を、同項第三号に掲げる割合に〇・五を、同項第四号に掲げる割合に〇・五を、同項第五号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、四で除して得た値
 - 二 二需要種別ごとに、前項第二号に掲げる割合に二を、同項第六号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、三で除して得た値
- 6 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項第六号又は第七号に掲げる値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。
- 一 三需要種別ごとの口数の当該口数を合計して得た値に占める割合
 - 二 三需要種別ごとの販売電力量の当該販売電力量を合計して得た値に占める割合

2. 費用配賦：各社の申請概要

- 各社の託送料金申請単価は、特別高圧約2円前後、高圧約4円前後、低圧約8～10円となっている
- 沖縄電力は、特別高圧・高圧・低圧の各電圧別および合計のいずれにおいても、他の9社を大きく上回る申請単価となっている

各社の申請料金原価および単価の概要

		単位	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
特別高圧	億円	75	405	1,645	748	146	973	334	108	436	58	
	円/kWh	1.93	2.02	2.01	1.87	1.91	2.05	1.68	1.83	2.13	4.10	
高圧	億円	576	1,425	3,887	1,692	445	1,920	800	437	1,174	196	
	円/kWh	4.28	4.55	3.80	3.56	3.92	4.05	4.10	4.09	3.89	6.58	
低圧	億円	1,300	2,797	9,098	3,677	763	4,225	1,752	970	2,926	391	
	円/kWh	8.89	9.76	8.61	9.03	8.08	7.86	8.45	8.66	8.36	11.50	
合計	億円	1,951	4,627	14,630	6,117	1,353	7,118	2,887	1,515	4,536	645	
	円/kWh	6.11	5.78	5.05	4.77	4.76	4.79	4.80	5.45	5.29	8.28	

(出所：第1回・2回電気料金審査会合における各社提出資料)

3. (参考)レートメーク: 託送料金等約款料金の算定に関する省令

(基準託送供給料金の設定等)

第二十五条 基準託送供給料金は、前条の規定により、三需要種別ごとの送配電関連費として整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下、「送配電関連需要種別原価等」という。)と原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入が一致するように設定しなければならない。

中略

4 一般電気事業者は、第二項第一号に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払いを受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払いを受けるべき料金を組み合わせることにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に応ずる電気の供給に係る料金を設定する場合は、この限りではない。

5 一般電気事業者は、新電気事業法第二条第一項第五号口に掲げる接続供給に係る第二項第一号に掲げる料金を設定する場合には、前項本文の規定により設定した料金(以下この項において「二部料金」という。)のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金(別表第三において「完全従量料金」という。)を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

6 一般電気事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第二項第一号に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、および運用する者が第二項第一号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

略

○ 低圧託送料金は、多様な小売自由料金や経過措置約款料金(現行の供給約款料金)との整合性を保つことができるよう、具体的には下表のように整理されるべきではないか(契約電力の決定については下表()内のおとり。また、最低料金制の会社における電灯の低圧託送料金の基本料金設定方法としては、ブロック料金(参考3にて詳述)を想定。)。ただし、臨時電灯及び臨時電力は、実量契約の導入が困難であるため、負荷設備契約を継続する。また、沖縄電力においては、経過措置約款料金の電灯において、現在の電灯料金同様、6kVA以上も最低料金制となることとの整合性を保つため、低圧託送料金の電灯においても実量契約の導入は困難であり、負荷設備契約が残ることとなる。

<経過措置約款料金>

<低圧託送料金>

【二部料金制】

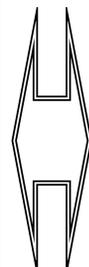
	電灯	動力
6kVA	二部料金 (負荷設備契約、主開閉器契約)	二部料金 (負荷設備契約、 主開閉器契約)
0.4kVA	二部料金 (負荷設備契約、SB契約) ※従量電灯A:5アンペアのSB契約による 最低料金制	
	定額料金	



	電灯	動力
	二部料金 (主開閉器契約、実量契約)	二部料金 (主開閉器契約、 実量契約)
	二部料金 (SB契約、実量契約)	
	定額料金	

【最低料金制】

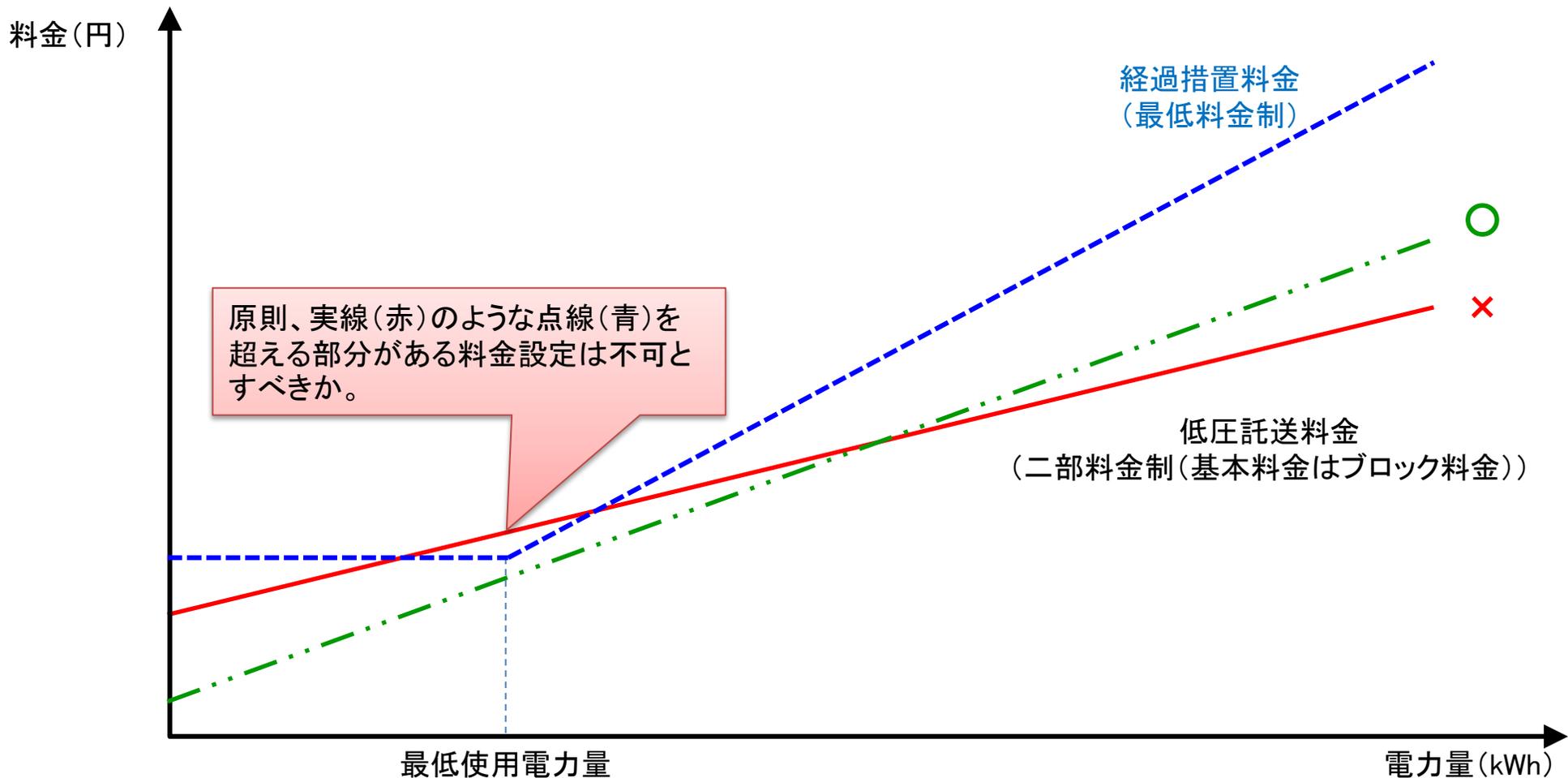
	電灯	動力
6kVA	二部料金※ (負荷設備契約、主開閉器契約) ※沖縄電力のみ最低料金(負荷設備 契約)	二部料金 (負荷設備契約、 主開閉器契約)
0.4kVA	最低料金 (負荷設備契約)	
	定額料金	



	電灯	動力
	二部料金 (主開閉器契約、実量契約、負荷設 備契約(沖縄電力のみ)※) ※料金の設定方法としてはブロック料金制を採用	二部料金 (主開閉器契約、 実量契約)
	二部料金 (実量契約※、負荷設備契約(沖縄 電力のみ)※) ※料金の設定方法としてはブロック料金制を採用	
	定額料金	

- 低圧託送料金に実量契約を採用した場合には、同じく規制料金制度である経過措置約款料金との比較において、決定される契約電力が異なる可能性が生じるが、料金体系の整合性を保つ観点から、低圧託送料金の単価については、原則として、経過措置約款料金の個別料金メニューの単価を超えるような設定(経過措置約款料金の発電費部分がマイナスとなるような設定)を認めるべきではないのではないか。

経過措置料金(最低料金制)と低圧託送料金(二部料金制(基本料金をブロック料金とする場合))との関係イメージ

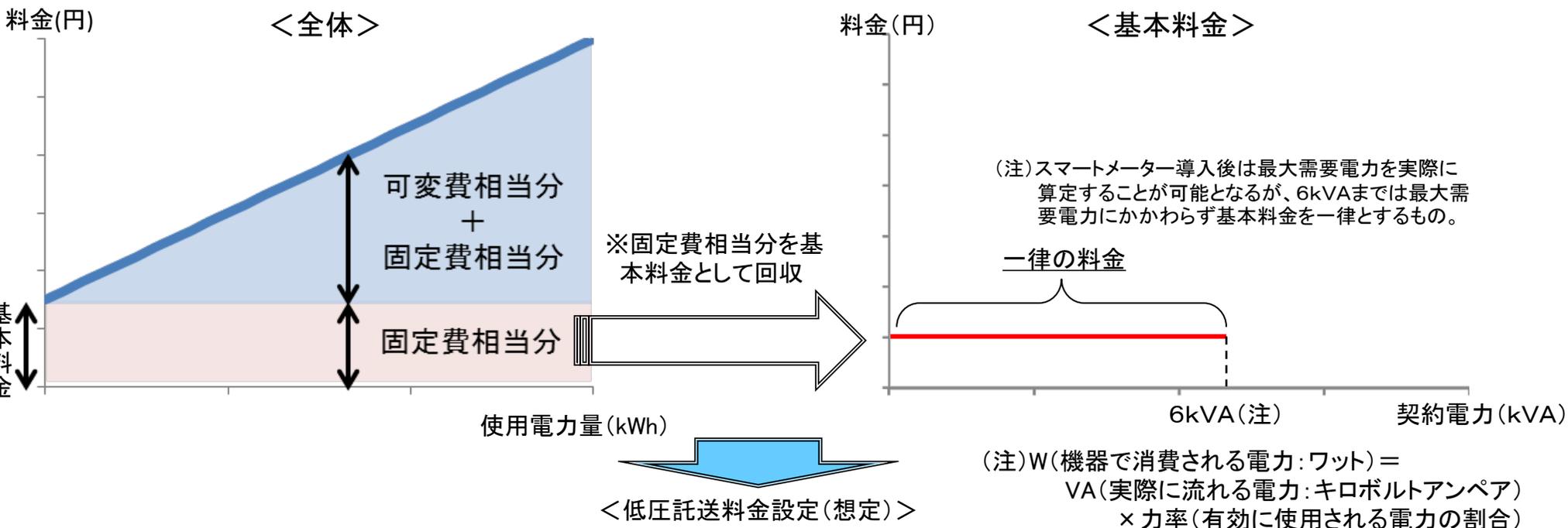


- 現在、最低料金制を採用している電力会社についても、低圧託送料金において、一定の契約電力までの基本料金を一律（いわゆるブロック料金）とすることで、スマートメーターの導入後、実量契約による契約電力決定を行うこととなった場合はもちろん、スマートメーターの導入前で契約電力の決定が困難な場合であっても、二部料金制を設定することができる。

※ブロック料金は、最低料金制の会社において、実量契約又は負荷設備契約で契約電力を定めた上で、一定のkVAまでは料金を一律とする設定方法であり、契約電力の決定方法ではない。

- 例えば、現行の供給約款料金メニューで最低料金制を用いている会社の低圧託送料金については、最低料金制に対応する部分について、基本料金を一律とすることが考えられる。なお、使用電力量に応じて課金する電力量料金も設定。

【最低料金制を用いている会社の電灯6kVA未満の低圧託送料金のイメージ】



<低圧託送料金設定(想定)>

基本料金 (1供給地点につき)	6kVAまで	〇〇〇.〇〇円
電力量料金	1kWh当たり	〇〇.〇〇円

※沖縄電力については、電灯6kVA以上も最低料金制であるが、上記イメージに準ずるものとする。

- 現行の二部料金制においては、「負荷設備契約」、「主開閉器契約」、「SB契約」により契約電力を決定している。低圧託送料金で二部料金制を採用する場合に当たっては、需要家の選択肢の拡大や自由化の促進を図る観点から、小売事業者による契約電力の決定方法の選択を通じて、需要家の電力使用状況に応じた支払いが可能となるよう、スマートメーターの導入を前提とした「実量契約」による契約電力の決定方法も選択肢の一つとして追加すべきではないか。

【基本料金を設定するための契約電力の決定方法(概要)】

①	負荷設備契約	<p>需要家の電灯・小型機器又は動力機器(契約負荷設備)の容量に基づく算定により契約電力を決定する方法。</p> <p>※契約負荷設備の容量には、入力容量(契約負荷設備を稼働させるために実際に必要な電気エネルギー)を用いる。また、全ての負荷設備が常時同時に使用されるわけではないこと、個々の負荷設備に常時最大負荷がかかるわけではないことから、入力容量を圧縮して契約電力を算定する。</p>
②	主開閉器契約	<p>契約主開閉器の容量(定格電流値)に基づく算定により契約電力を決定する方法。</p> <p>※契約負荷設備が同時に使用されないなど稼働率が低く、主開閉器により電気の供給が遮断された場合であっても大きな影響がない需要家に向いている。</p>
③	SB契約	<p>SB(サービスブレーカー:60A以下のアンペアブレーカー)の容量(定格電流値)に基づき契約電力を決定する方法。</p> <p>※二部料金制の会社のみで、最低料金制の会社には設置されていない。</p>
④	実量契約	<p>最大需要電力に基づき契約電力を決定する方法。</p> <p>※現行の実量契約は、過去1年間の各月の最大需要電力(需要電力を30分毎に計量し、そのうち月間で最も大きい値)のうち最も大きい値(ただし、電気使用開始から1年間の各月の契約電力は、原則として電気使用開始月からその月までの最大需要電力のうち最も大きい値)。</p>

3. レートメニュー: 各社の申請概要① 低圧料金(概要)

○各社、経過措置約款や現行の高圧・特別高圧の託送供給料金との整合を踏まえ、料金を設定

- －電灯/動力別に設定
- －標準/時間帯別の二部料金
- －小規模需要に対する定額料金
- －契約使用期間が1年未満の場合に適用する臨時接続送電サービス

○なお、最低料金制の4社(関西、中国、四国、沖縄)は経過措置約款と同様に6kVA以下は固定料金として設定

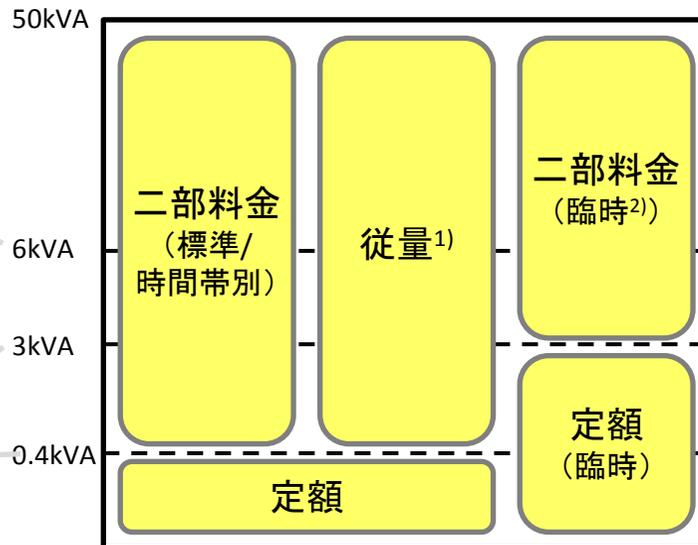
電灯

動力

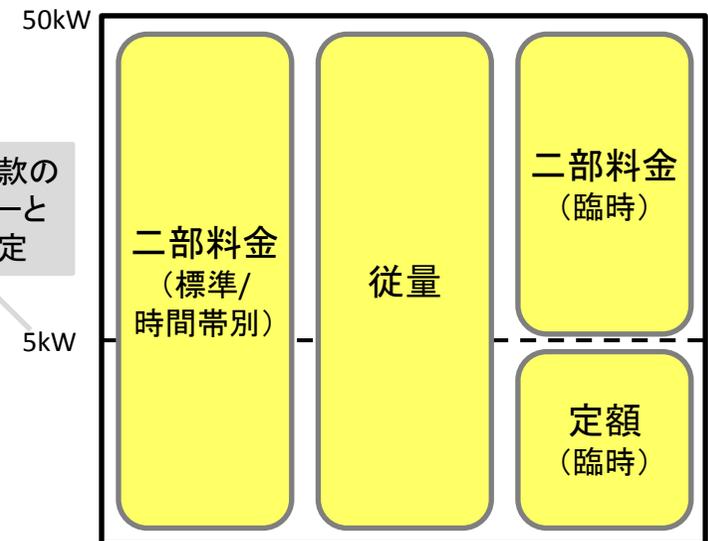
メニュー概要

最低料金制
における固定
料金の範囲
(関西、中国、
四国、沖縄)

経過措置約款の
定額メニューと
同様の設定



経過措置約款の
定額メニューと
同様の設定

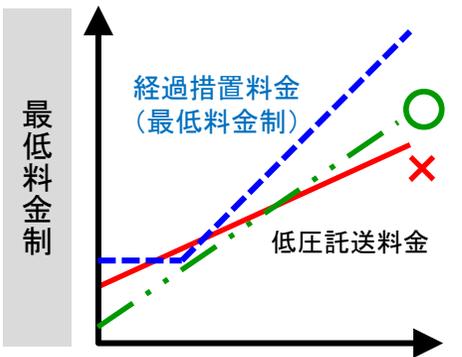
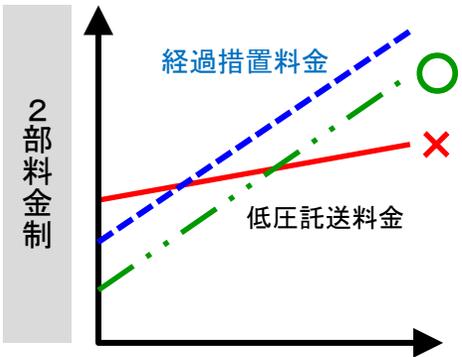


3. レートメイク: 各社の申請概要② 経過措置料金との関係

○東京電力、中部電力では一部政策的に経過措置料金を安価に設定しているため、託送料金と経過措置料金の逆転が起きているが、当該経過措置料金を下回る託送料金を設定すべきか（もし設定した場合にはその他ユーザーの託送料金増加につながることに留意）

経過措置料金との関係

- 経過措置料金を超えないように、託送料金の基本料金、電力量料金を設定することが必要



経過措置料金未満の低圧託送料金を設定しているか

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
最低料金制						○	○	○		○
電灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動力	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○

託送料金が経過措置料金を超えるメニュー

- 二部料金（標準/時間帯別）の基本料金（農事用）を政策的に設定しているため、託送料金との逆転が発生

標準(TOU)	2部料金	実量制	経過措置料金 (農事用)	
			託送料金	経過措置料金
			696.60円/kW	> 432.0円/kW
		主開閉器契約	437.4円/kW	> 432.0円/kW

- 申請料金のままだと、小売会社は当該ユーザに対して赤字となる
- 一方で、農事用の託送料金を引き下げはその他ユーザの託送料金増加につながる

- 二部料金（時間帯別）の基本料金を政策的に設定しているため、託送料金との逆転が発生

2部料金 (TOU)	実量制	経過措置料金 (深夜電力附則(8H))	
		託送料金	経過措置料金
		496.8円/kW	> 172.8円/kW
	主開閉器契約	371.5円/kW	> 172.8円/kW

- 申請内容のままとすること、当該ユーザの料金を引き下げることの影響は左記同様

(参考) 動力料金比較

□ 託送料金が経過措置料金を上回るケース

※1 税込み
 ※2 上段:夏季、下段:その他季

			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
基本料金(円/kWh)	経過措置料金	低圧電力	1263.60	1242.00	1101.60	1123.20	1144.80	1058.40	1090.80	1096.20	993.60	1306.80
		農事用	712.80	615.60	432.00	540.00	507.60	615.60	756.00	734.40	658.80	874.80
	託送料金	主開閉器契約	320.10	421.20	437.40	372.60	345.60	351.00	378.00	372.60	367.20	685.80
		実量契約	534.60	577.80	696.60	496.80	469.80	426.60	464.40	453.60	550.80	837.00
(参考)電力量料金(円/kWh)	経過措置料金	低圧電力	17.35	15.66 14.23	16.97 15.42	16.73 15.21	11.89 10.85	17.98 16.53	14.69 13.43	15.51 14.09	16.79 15.14	15.67 14.31
		農事用	14.75 14.75	11.64 10.58	12.80 11.63	11.98 10.89	6.35 5.81	11.57 10.52	10.58 9.67	11.48 10.43	12.26 11.20	12.53 12.53
	託送料金 (上段:夏季 下段:その他季)		4.61	8.78	5.13	5.72	5.30	5.02	5.94	6.16	5.86	8.50

3. レートメイク: 各社の申請概要③ 実量契約の設定

- 各社、お客様の利用状況が同じ場合に、SB/主開閉器契約と実量契約で、同等の基本料金の回収率を設定
- 沖縄電力は経過措置約款料金の電灯においても、現在の電灯料金同様、6kVA以上も最低料金制となることとの整合性を保つため、負荷設備契約が残ることとなる(第9回制度設計WGにて議論済み)

実量料金の設定状況

電灯

- 沖縄電力を除く9社が基本料金の契約電力の決定方法として実量契約を導入
- なお、沖縄電力は経過措置約款料金との整合性を保つため、実量料金制は導入しない

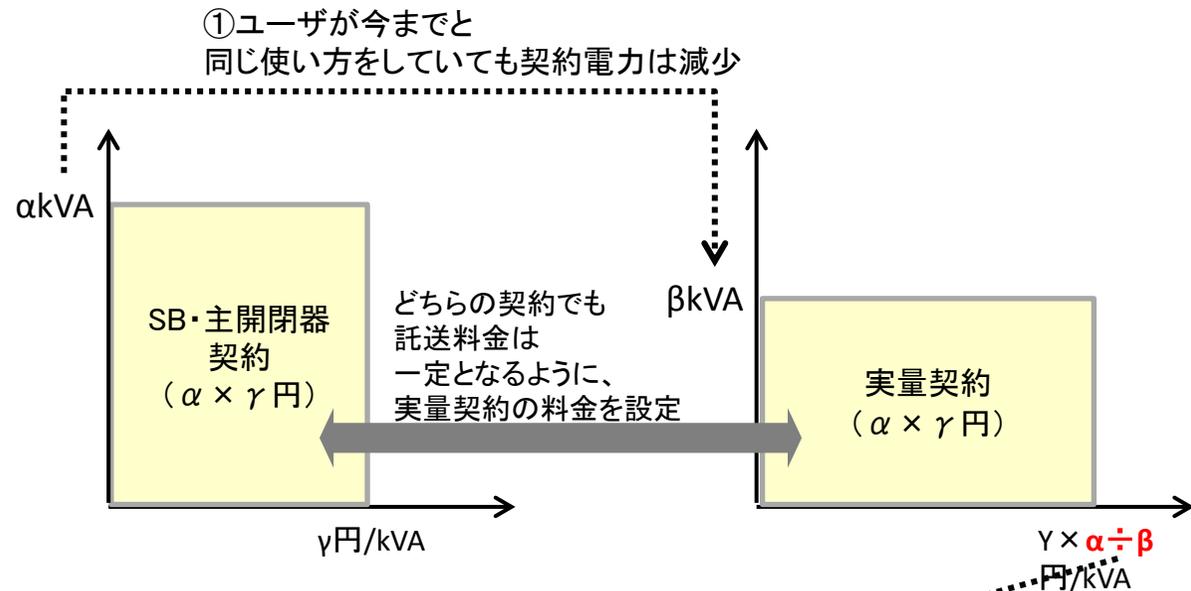
動力

- 10社が基本料金の契約電力の決定方法として実量契約を導入

実量契約の料金設定(イメージ)

SB・主開閉器契約

実量契約



②基本料金がSB・主開閉器契約と同等になるよう調整

4. 論点

論点

費用配賦

- a. 各整理段階においては、直課・帰属・配賦の考え方にに基づき、適切に費用の配分が行われているか(事務局確認中)
- b. 需要や最大電力等の各需要種別の推計は適切に行われているか(事務局確認中)
- c. 3需要種別への配分時においては、託送料金算定省令等に基づく適切なドライバーが選択されているか(事務局確認済)

レートメイク

- a. 経過措置約款や現行の高圧・特別高圧の託送供給料金との整合を踏まえ、料金体系を設定しているか(事務局確認済)
 - 電灯/動力の設定、二部料金、小規模需要対応、1年未満の契約使用期間への対応
- b. 託送供給料金が経過措置料金を超えないように設定されているか。託送供給料金が経過措置料金を超えて設定されており、経過措置料金が政策的な料金となっている場合、他への影響を踏まえるとこの託送供給料金は許容できるか
- c. スマートメーター導入に対応した基本契約(実量契約)を現行のSB・主開閉器契約と整合が取れる形で料金設定をしているか(事務局確認済)

その他

- a. インバランス料金は、託送供給等約款料金の算定に関する規定により設定されているか(事務局確認中)